

○金融商品取引法施行令第十四条の十一第二項の規定に基づき磁気ディスクの技術的基準を定める件（平成十六年金融庁告示第三十四号）【最終改正 平成二十年三月十三日（金融庁告示第二十七号）】
金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十四条の十一第二項の規定に基づき、磁気ディスクの技術的基準を次のように定め、平成十六年六月一日から適用する。

開示用電子情報処理組織（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十七条の三十の二に規定する開示用電子情報処理組織をいう。）の使用に代えて磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の提出により電子開示手続（同条に規定する電子開示手続をいう。）又は任意電子開示手続（同条に規定する任意電子開示手続をいう。）を行う場合における磁気ディスクは、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

- 一 日本工業規格X六二二二に適合するフレキシブルディスクカートリッジであつて、記録方式が日本工業規格X六二二二及びX〇六〇五に定める規格に適合するもの
- 二 日本工業規格X六二二三に適合するフレキシブルディスクカートリッジであつて、記録方式が日本工業規格X六二二五及びX〇六〇五に定める規格に適合するもの
- 三 光ディスクであつて、記録方式が日本工業規格X六二八一及びX〇六〇六に適合する光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの